

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

幸 手 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. <権現堂川地域>

(1) 現況

本地域は平坦地域であり、権現堂川用水が西から東に貫流している。水田の大部分は、ほ場整備が完了しておりパイプラインが設置されている。

担い手の高齢化や後継者不足等による用排水路の維持保全などに課題があり、本地域の農業を振興するためには担い手の確保や用排水路の農業生産基盤整備を講じる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. <吉田地域>

(1) 現況

中川東側地域は、ほ場整備が完了しているものの、幹線道路である国道4号線バイパスや県道松伏春日部関宿線・下吉羽幸手線などの幹線道路により農地が分断されている。

近年は農業者の高齢化が進み、農地の遊休化も見られることから、担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備、農地の有効利用に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. <八代地域>

(1) 現況

農地の広がりの中に農村集落が形成されている。農地のほとんどに土地改良事業が実施され、パイプラインも設置されて優良な水田となっており、その維持・保全が期待される。特に、広域農道沿線には農地が大きく広がり、優良農地が形成されている。

また、圏央道幸手 IC 東側に幸手中央地区産業団地が大きく整備されることから、周辺の田園環境と調和した魅力ある市街化景観の形成が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. <行幸地域>

(1) 現況

東西を中川、北側用水路が貫流している平坦地で、農地の大部分は、ほ場整備が完了している。

近年、一部で住宅開発が行われ、都市化が進んでいる。農地を荒廃させず良好な環境を維持し、非農家住宅の農業への理解が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. <桜田地域>

(1) 現況

地区計画も導入されている良好な住環境のある香日向地区に隣接しており、大部分はほ場整備が完了している。

幸手駅までの距離が比較的近く、近年、住宅開発が活発となり、都市化が進んでいる。農地を荒廃させず良好な環境を維持するとともに、農業への理解など、非農家住宅との共生が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	権現堂川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	吉田地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	八代地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	行幸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	桜田地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

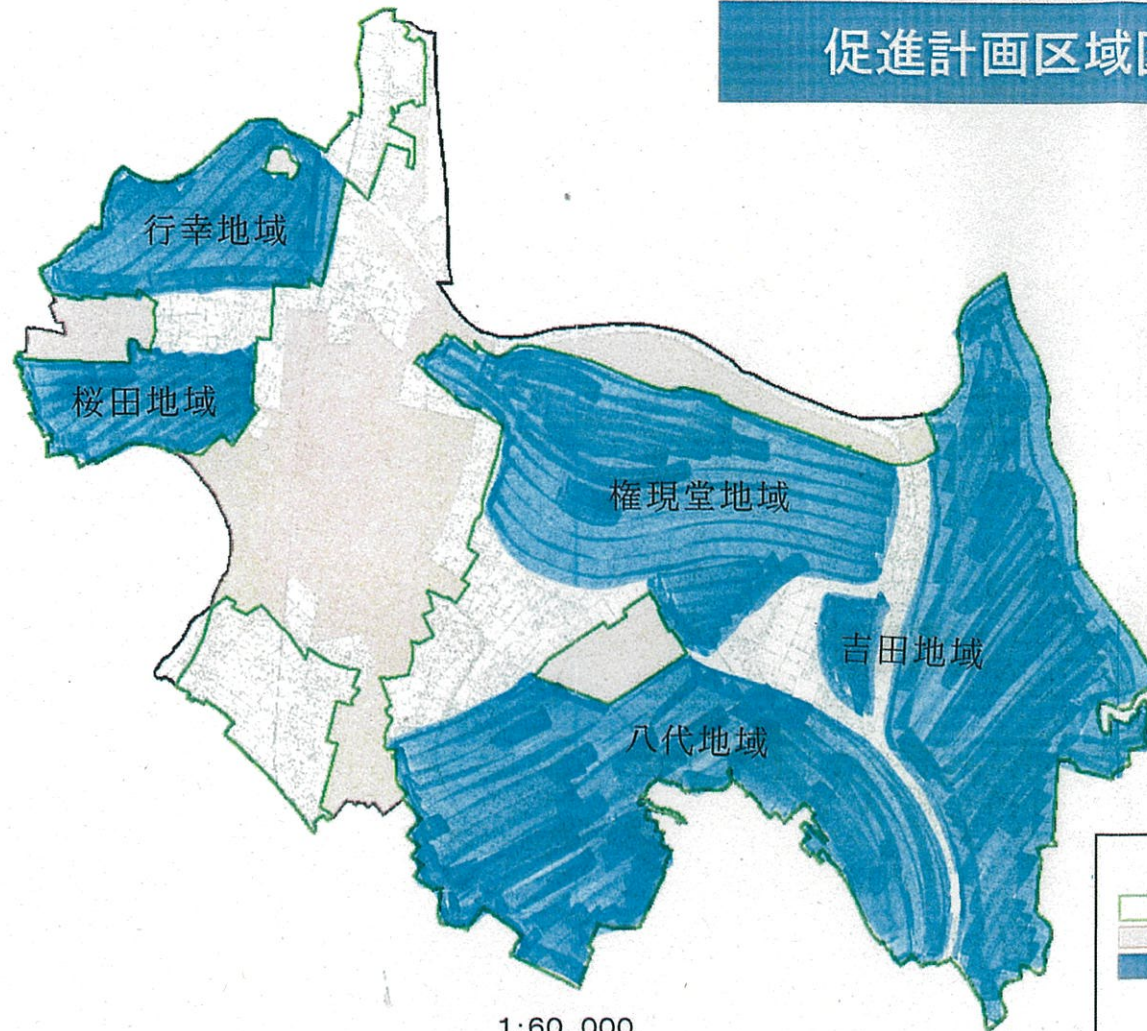
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。

促進計画区域図



1:60,000

凡例

- 農業振興地域
- 市街化区域
- 法第3条第3項第1号
(多面的機能支払)